

# 入居契約書

社会福祉法人 **あかね**

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護  
**ロータス・ガーデン別邸李園**

年	月	日	氏名
---	---	---	----

# 入居契約書

\_\_\_\_\_（以下「入居者」という）と社会福祉法人あかね（以下「事業者」という）は、入居者が地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ロータス・ガーデン別邸李園（以下「当施設」という）における居室及び共用施設等を使用し生活すると共に、事業者から提供される介護福祉施設サービス等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

## 第1条（契約の目的）

事業者は介護保険法令の趣旨に従い、入居者が有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援する事を目的とする。

## 第2条（契約の期間）

- 1 本契約の期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定期間である 年 月 日までとする。但し、契約期間満了日以前に、入居者が要介護状態区分変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が変更された場合には、変更後の要介護認定期間の満了日を持って契約期間の満了日とする。
- 2 契約期間満了の7日前までに双方から契約終了の申し入れがない場合には、本契約は自動的に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とする。
- 3 前項によって本契約が自動更新された場合には、更新後の契約期間は期間満了日の翌日から更新後の要介護認定有効期間満了日までとする。この更新後における契約期間中に入居者の要介護認定区分に変更があった場合の契約期間は、第1項但し書と同様の取扱とする。

## 第3条（当事業所の提供サービス）

- 1 介護保険給付対象サービス
  - ① 入浴（または清拭：週2回）
  - ② 排泄
  - ③ 健康管理・日常生活自立への支援
  - ④ 栄養管理
- 2 介護保険給付対象外サービス
  - ① 食事、特別食（朝食：7:30～ 昼食：12:00～ おやつ：15:00～ 夕食：18:00～）
  - ② 複写物の交付
  - ③ レクリエーション・クラブ活動にかかる材料費
  - ⑤ 日常生活品等の購入費
  - ⑥ その他、入居者が希望するオプションサービス（喫茶・理美容など）
  - ⑦ 居住費（個室）

## 第4条（利用料金）

- 1 入居者は要介護度に応じてサービスを受け、重要事項説明書に定める料金表に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとする。
- 2 介護保険料に未納がある場合には、自己負担が全額（10割負担）になることがある。
- 3 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて入居者の負担額を変

更する。

- 4 外泊については期間中、全食とらない日数分の食事に係る自己負担額は利用料金から差引くこととする。
- 5 サービス利用料金は1ヶ月ごとの請求とする。

## 第5条（契約の終了）

契約期間中は、以下のような事由がない限り継続してサービスが利用できるが、下記事項に該当するに至った場合には、当事業所と契約は終了する。

- ①入居者が死亡した場合
- ②要介護認定により入居者の心身の状況が自立・要支援と判定された場合
- ③入居者から解約の申し出があった場合
- ④事業者から解約を申し出た場合

## 第6条（入居者からの契約解除）

- 1 契約の有効期間であっても、入居者から利用契約を解約することができる。その場合には、契約終了を希望する10日前までに事業者に指定の解約届出書を提出するものとする。
- 2 ただし以下の事項に該当する場合には、即時に契約を解約することができる。
  - ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
  - ② 入居者が入院した場合

## 第7条（事業者からの契約解除）

事業者は、入居者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解約することができる。

- 1 入居者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行った場合。
- 2 入居者がサービス利用料金の支払を2ヶ月以上遅延した場合。
- 3 入居者が故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の入居者等の財物・信用等を傷つけ、著しい不信行為を行った場合。
- 4 入居者の行動が他の入居者やサービス従事者の生命・身体・健康に重大な影響を及ぼす・重大な自傷行為等を繰り返す・ADLの著しい低下・医療行為の必要発生等、当施設の利用が困難と判断された場合。
- 5 入居者が他施設に入所もしくは介護療養型医療施設、介護医療院に入院した場合。
- 6 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約解除になる。この場合、原則的には当施設への優先的な再入居はできない。

## 第8条（身元引受人）

- 1 身元引受人は、この契約から生じる入居者の利用料等の経済的な債務の一切を入居者と連帶して履行する責任を負う。ただし、その全部に係る極度額5,600,000円を限度額とする。  
入居者が医療機関に入院する場合や当施設から退居する場合においては、その手続を円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担、退居後の入居者の受入先を確保するなどの責任を負う。
- 2 入居者が入居中に死亡した場合、その遺体や残置品の引き取り等の処理については、身元引受人がその責任で行う。また、入居者が死亡していない場合でも、契約終了後、当施設に残された入居者の残置物を入居者自身が引き取れない場合には、身元引受人がこれを引き取る

こととする。引き取り等の処理にかかる費用については、入居者または身元引受人が負担する。

- 3 身元引受人が死亡した場合や破産宣告をうけた場合には、新たな身元引受人をたてることとする。

#### 第9条（入居者が病院等に入院された場合の対応）

- 1 1ヶ月につき6日以内（連続して7泊、複数の月にまたがる場合に12泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入居することができる。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金を負担する。
- 2 上記短期入院の期間を超える入院については、3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入居することができる。

##### 〈入院期間中の利用料金〉

上記、入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部（外泊加算1月につき6日分）と居住費を負担する。外泊加算は月をまたがる場合、最大で連続12日分を上限とする。

なお、入居者が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することに同意を得て、かつ実際に活用があった場合には、所定の利用料金を負担する必要はない。

#### 第10条（代理人の指定）

入居者は、本契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、入居者の家族である下記の者を代理人と定め、本契約における入居者の権利義務にかかる事務処理などについて、これを委任することにあらかじめ同意する。

記

住所

氏名

入居者との関係

連絡先

#### 第11条（意見調整等）

本契約または当施設の運営管理等その他入居者に関する一切の事項について、入居者の家族、その他の関係者間において異なる意見・要望がみられる場合、入居者または身元引受人は、責任をもってこれを調整・統一するものとし、事業者はその責任を負わない。また、事業者が要望した場合、入居者または身元引受人は、前記に係る調整結果等を書面にて事業者に対し通知するものとする。

事業者は契約事項及び重要事項説明書に基づいて利用に関する説明を行い、双方確認の上、施設サービスの提供に同意し、契約します。契約を証するため、本書を2通作成し、入居者・事業者・身元引受人が署名の上、入居者・事業者が各1通を保有するものとする。

年       月       日

<入居者>

住所

氏名

<事業者>

所在地 尼崎市神田北通1丁目2番

事業者名 社会福祉法人あかね

代表者名 理事長 松本 真希子

入居者は署名ができないため、入居者本人の意思を確認の上、私が入居者に代わってその署名を代行します。

<署名代行者>

住所

氏名

入居者との関係

<身元引受人>

住所

氏名

入居者との関係

電話番号

携帯電話